

メニュー型プランの価格および燃料費等調整の見直しのお知らせ

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

昨今の国際情勢や電気需給ひっ迫により、エネルギー資源価格および卸電力市場価格の高騰が続いております。当社は、当社グループの発電所運営の最適化や安価な電源調達等の企業努力を重ねることにより、電力供給を続けて参りました。しかしながら、今後も引き続き安定的な電力供給を維持するため、2023年7月より順次、東北、北陸、中国、四国電力エリアの低圧受電地点を対象として、メニュー型プランの価格見直しおよび燃料費等調整額の見直し（電気需給約款（低圧）の変更）を実施させていただくことといたしましたので、以下のとおりご案内いたします。

記

1. 変更の対象となる約款

当社が定める電気需給約款（低圧）（以下「本約款」といいます。）

2. 変更内容

(1) メニュー型プランの価格見直し

東北、北陸、中国、四国電力エリアの低圧受電地点を対象として適用されるメニュー型プラン（供給区域および契約種別ごとに基本料金および電力量料金を定めるプラン）の見直しを実施いたします。

料金表は別紙1をご確認ください。

(2) 燃料費等調整の変更

本約款別表1（燃料費等調整）で定める燃料費等調整額の算定方法を変更いたします。

本約款の変更後の燃料費等調整の詳細は別紙2をご確認ください。

(3) 変更後の本約款の内容

変更後の本約款および(1)(2)以外の変更点については、当社ホームページ

[_\(<https://www.itcenex.com/ja/business/detail/power-retailing/index.html>\)](https://www.itcenex.com/ja/business/detail/power-retailing/index.html)をご確認ください。

(4) 変更による影響額

モデルケースにおける影響額は別紙3をご確認ください。

個別のご契約に対する影響額は、[こちら](#)よりシミュレーションシートを取得の上、ご試算ください。

3. 効力発生日

2023年7月1日より変更後の電気需給約款が適用となります。

4. 変更後の料金適用

2023年8月検針分より適用いたします。

※上記ご利用期間中に契約を終了された場合も、変更後の価格および燃料費等調整額が適用されます。

5. 変更の根拠

本約款（その他）、別表1第5条（燃料費等調整の見直し）

お問合せ先
伊藤忠エネクス株式会社
電力・ユーティリティ部門 電力法人営業部
TEL：03-4233-8041

東北		基本料金		電力量料金					
				第一段階 ～120kWh		第二段階 120～300kWh		第三段階 300kWh～	
				夏季		他季		—	
		現単価	7月検針 日以降	現単価	7月検針 日以降	現単価	7月検針 日以降	現単価	7月検針 日以降
従量電灯 2	契約電流 10A	297.00	332.64	16.72	26.74	22.80	32.81	26.35	36.37
	契約電流 15A	445.50	498.96	16.72	26.74	22.80	32.81	26.35	36.37
	契約電流 20A	594.00	665.28	16.72	26.74	22.80	32.81	26.35	36.37
	契約電流 30A	891.00	997.92	16.72	26.74	22.80	32.81	26.35	36.37
	契約電流 40A	1,188.00	1,330.56	16.72	26.74	22.80	32.81	26.35	36.37
	契約電流 50A	1,485.00	1,663.20	16.72	26.74	22.80	32.81	26.35	36.37
	契約電流 60A	1,782.00	1,995.84	16.72	26.74	22.80	32.81	26.35	36.37
従量電灯 3	1kVA	297.00	332.64	16.72	26.74	22.80	32.81	26.35	36.37
低圧電力	1kW	1,081.00	1,111.67	14.36	24.50	13.05	23.19	—	—

北陸		基本料金		電力量料金					
				第一段階 ～120kWh		第二段階 120～300kWh		第三段階 300kWh～	
				夏季		他季		—	
		現単価	7月検針 日以降	現単価	7月検針 日以降	現単価	7月検針 日以降	現単価	7月検針 日以降
従量電灯 2	契約電流 10A	272.25	272.25	16.40	27.75	19.90	31.25	21.44	32.79
	契約電流 15A	408.38	408.38	16.40	27.75	19.90	31.25	21.44	32.79
	契約電流 20A	544.50	544.50	16.40	27.75	19.90	31.25	21.44	32.79
	契約電流 30A	816.75	816.75	16.40	27.75	19.90	31.25	21.44	32.79
	契約電流 40A	1,089.00	1,089.00	16.40	27.75	19.90	31.25	21.44	32.79
	契約電流 50A	1,361.25	1,361.25	16.40	27.75	19.90	31.25	21.44	32.79
	契約電流 60A	1,633.50	1,633.50	16.40	27.75	19.90	31.25	21.44	32.79

従量電灯 3	1kVA	272.25	272.25	16.40	27.75	19.90	31.25	21.44	32.79
低圧電力	1kW	1,048.10	1,048.10	11.23	23.48	10.28	22.53	-	-

中国		基本料金		電力量料金					
				第一段階 15~120kWh		第二段階 120~300kWh		第三段階 300kWh~	
		夏季		他季		-			
		現単価	7月検針 日以降	現単価	7月検針 日以降	現単価	7月検針 日以降	現単価	7月検針 日以降
従量電灯 1	1 契約	487.86	641.40	19.31	29.55	25.33	35.56	27.23	37.47
従量電灯 3	1kVA	388.71	388.71	16.89	27.13	22.37	32.61	24.06	34.29
低圧電力	1kW	1,028.36	1,033.07	14.05	24.28	12.89	23.12	-	-

四国		基本料金		電力量料金					
				第一段階 11~120kWh		第二段階 120~300kWh		第三段階 300kWh~	
		夏季		他季		-			
		現単価	7月検針 日以降	現単価	7月検針 日以降	現単価	7月検針 日以降	現単価	7月検針 日以降
従量電灯 1	1 契約	370.26	600.30	18.33	27.59	24.29	33.55	27.45	36.71
従量電灯 3	1kVA	336.60	357.39	15.27	24.53	20.25	29.51	22.88	32.14
低圧電力	1kW	954.10	1,011.53	14.22	23.38	12.92	22.09	-	-

※消費税相当額は含みません。

別紙 2

1. 燃料費等調整額の算定

当社は、以下の基準にて原油・液化天然ガス・石炭の貿易統計の輸入品の数量および価額の値を算定した原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格により、燃料費調整単価および離島ユニバーサル調整単価を算定いたします。燃料費等調整額は、当該需要場所の 1 月の使用電力量に燃料費調整単価および離島ユニバーサル調整単価を適用し算定いたします。ただし、従量電灯 1 のお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α 、 β 、 γ = 別表に定める係数

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 燃料費調整単価および離島ユニバーサル調整単価

燃料費調整単価および離島ユニバーサル調整単価は消費税相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価および離島ユニバーサル調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

なお、燃料価格 X は別表に定めるものとします。

(a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が燃料価格 X 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価および離島ユニバーサル調整単価} = (\text{X} - \text{平均燃料価格}) \times 2. \text{の基準単価} / 1,000$$

(b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が燃料価格 X 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価および離島ユニバーサル調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{X}) \times 2. \text{の基準単価} / 1,000$$

(3) 燃料費調整単価および離島ユニバーサル調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価および離島ユニバーサル調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整適用期間に使用される電気に対し以下のとおり適用します。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月末日までの期間	その年の請求対象月「6月」の期間
毎年2月1日から4月末日までの期間	その年の請求対象月「7月」の期間
毎年3月1日から5月末日までの期間	その年の請求対象月「8月」の期間
毎年4月1日から6月末日までの期間	その年の請求対象月「9月」の期間
毎年5月1日から7月末日までの期間	その年の請求対象月「10月」の期間
毎年6月1日から8月末日までの期間	その年の請求対象月「11月」の期間
毎年7月1日から9月末日までの期間	その年の請求対象月「12月」の期間
毎年8月1日から10月末日までの期間	翌年の請求対象月「1月」の期間
毎年9月1日から11月末日までの期間	翌年の請求対象月「2月」の期間
毎年10月1日から12月末日までの期間	翌年の請求対象月「3月」の期間
毎年11月1日から翌年の1月末日までの期間	翌年の請求対象月「4月」の期間
毎年12月1日から翌年の2月末日までの期間	翌年の請求対象月「5月」の期間

2. 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、別表に定めるものとします。

3. 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、その月の使用電力量に1.(2)によって算定された燃料費調整単価および離島ユニバーサル調整単価を適用して、供給区域に応じて、以下の算式により算定される金額とします。

(1) 東京電力エリア、中部電力エリア、北陸電力エリア、関西電力エリア、四国電力エリア

$$\text{燃料費等調整額} = \text{使用電力量} \times \text{燃料費調整単価}$$

(2) 北海道電力エリア、東北電力エリア、中国電力エリア、九州電力エリア

$$\text{燃料費等調整額} = \text{使用電力量} \times (\text{燃料費調整単価} + \text{離島ユニバーサルサービス調整単価})$$

4. 燃料費調整単価および離島ユニバーサル調整単価等の通知

当社は、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および算定された燃料費調整単価および離島ユニバーサル調整単価を通知いたします。

5. 燃料費等調整の見直し

当社は、当社の電源構成や調達条件の変更に伴い別表燃料費等調整単価算出係数等の見直しを行うことがあります。

別表：燃料費等調整単価算出係数等

お客さまの供給地点の供給区域ごとに、次のとおりといたします。

供給区域	係数			燃料価格 X	基準単価
	α	β	γ		
北海道電力エリア	0.1874	0.0899	1.0036	80,800	17銭3厘
東北電力エリア	0.0259	0.2563	0.8915	83,500	19銭7厘
東京電力エリア	0.0048	0.3827	0.6584	86,100	18銭3厘
中部電力エリア	0.0275	0.4792	0.4275	45,900	23銭3厘
北陸電力エリア	0.0415	0.0745	1.2499	79,800	16銭5厘
関西電力エリア	0.0140	0.3483	0.7227	27,100	16銭5厘
中国電力エリア	0.0406	0.0992	1.1994	80,300	21銭2厘
四国電力エリア	0.0875	0.077	1.1770	80,000	15銭4厘
九州電力エリア	0.0053	0.1861	1.0757	27,400	13銭6厘

※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。

ただし、従量電灯1のお客さまの最低料金に適用される基準単価については、お客さまの供給地点の供給区域ごとに、次のとおりといたします。

供給区域	基準単価
関西電力エリア	2円47銭5厘
中国電力エリア	3円18銭5厘
四国電力エリア	1円69銭4厘

※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。

別表：離島ユニバーサル算出係数等

供給区域	係数	燃料価格	基準単価
	α	X	
北海道電力エリア	1.0000	79,300	1厘
東北電力エリア	1.0000	79,300	1厘
中国電力エリア	1.0000	79,300	1厘
九州電力エリア	1.0000	79,300	3厘

※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。

別紙 3

各エリアにおける1ヶ月の想定電気料金です。

東北電力エリア 2023年7月分

料金プラン	想定料金 (円)
従量電灯 2 契約電流 30A, 使用電力量 260kWh	8,067
従量電灯 3 契約容量 12kVA, 使用電力量 720kWh	26,351
低圧電力 契約電力 8kW, 使用電力量 550kWh	20,817

北陸電力エリア 2023年7月分

料金プラン	想定料金 (円)
従量電灯 2 契約電流 30A, 使用電力量 260kWh	7,952
従量電灯 3 契約容量 12kVA, 使用電力量 720kWh	24,417
低圧電力 契約電力 8kW, 使用電力量 550kWh	20,094

中国電力エリア 2023年7月分

料金プラン	想定料金 (円)
従量電灯 1 使用電力量 260kWh	7,982
従量電灯 3 契約容量 12kVA, 使用電力量 720kWh	26,140
低圧電力 契約電力 8kW, 使用電力量 550kWh	20,051

四国電力エリア 2023年7月分

料金プラン	想定料金 (円)
従量電灯 1 使用電力量 260kWh	7,779
従量電灯 3 契約容量 12kVA, 使用電力量 720kWh	24,588
低圧電力 契約電力 8kW, 使用電力量 550kWh	19,840

燃料費調整額の比較

※以下の燃料費調整額（変更後 想定単価）を適用し算定しております。

(円/kWh)

対象月	エリア	現単価	変更後単価
7月	東北電力エリア	8.70	-2.82
7月	北陸電力エリア	8.12	-2.19
7月	中国電力エリア	9.75	-2.85
7月	四国電力エリア	8.55	-2.02

※消費税等および再生可能エネルギー発電促進賦課金は含まれておりません。

※電気・ガス価格激変緩和対策による値引きは含まれておりません。